

手続名
介護保険負担限度額差額支給申請手続

担当課・係（連絡先）

高齢者福祉課（049-251-2711 内線393）

手続説明

・概要
負担限度額認定証の交付のある被保険者が、やむを得ない理由により、居住費や食費の減額を受けずに利用料を支払っていた場合、差額の支給を申請することができます（介護保険法施行規則第83条の8）。

必要書類

- ・マイナンバー確認書類と本人確認書類
⇒以下URLから「マイナンバー確認書類と本人確認書類について」をご覧ください。
https://www.city.fujiimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/mynumber/mynumber_seido/mainanba201410.html
- ・介護保険負担限度額差額支給申請書
- ・当該月分の領収証

手続詳細URL

出張所での取扱い なし	木曜延長・休日開庁の取扱い なし
-----------------------	----------------------------